

正 副

(電話)

TEL

開発行為変更協議申請書の記入方法

- 1 1 欄は、開発区域の地名地番(土地改良区域内、土地区画整理事業区域内であれば、旧地番と仮換地番)を記入してください。
2 欄は、土地の登記事項証明書の地積及び実測面積を記入してください。
3 欄は、予定建築物の用途、利用目的等を詳しく記入してください。
(1) 予定建築物の用途の中に工場(作業所)がある場合は、その業種、床面積及び動力の大きさ等をカッコ書きで併記してください。
(2) 分譲住宅、賃貸住宅、従業員住宅等の場合は、区画数、棟数及び戸数まで併記してください。
(例) 専用住宅(共同建 1 棟10 戸)、専用住宅(長屋建 1 棟4 戸)
専用住宅(分譲住宅 10 区画10 棟10 戸)
専用住宅(従業員住宅 3 区画3 棟3 戸)、店舗(飲食店)
工場(自動車修理、〇〇馬力、〇〇㎡)、倉庫(建築材料倉庫) 等
4 欄は、工事を直接行う者を記入し、自分で行うときは「直営」と記入してください。
5 欄の該当号について(市街化調整区域内の場合に記入)
(法第34条)
第1号……周辺地域に居住している者の利用に供する公益上必要な建築物又は日常生活に必要な物品の販売、加工、修理を行う店舗、事業所等の建築物
第2号……市街化調整区域内に存する鉱物資源、観光資源の有効な利用上必要な施設
第4号……農林漁業の用に供する施設(法第29条第1項第2号に該当する建築物を除く)
第5号……農林業等活性化基盤施設
第6号……中小企業の事業共同化又は工場、店舗の集団化に寄与する事業の用に供する施設
第7号……市街化調整区域内に現存する工場と密接な関連(製品、原料、工程等について)を有する事業の用に供する施設
第8号……危険物の貯蔵処理のための施設
第9号……沿道サービス施設等の施設
第10号……地区整備計画に定められた内容に適合する施設
第11号……条例で指定する土地の区域内で、環境の保全上支障があると条例で定めるものに該当しない建築物
第12号……条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定められた建築物
第13号……既存権利者の届け出に基づき、5年以内に行うもので、自己の居住又は業務の用に供する施設
第14号……周辺の市街化を促進することなく、かつ、市街化区域に建てるのが困難か不適当な施設(開発審査会の審査を要するもの)
6 欄は、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記入してください。
2 「開発協議成立の年月日及び協議成立番号(変更協議)」の欄は、変更協議がある場合は、変更協議成立の年月日及び変更協議成立番号も記入してください。
3 「変更に係る事項及び理由」の欄は、変更の必要に至った具体的な内容及び理由を記入してください。(別紙可)

(注) 1 ※印欄は、記入しないでください。

2 「開発行為の変更の概要(その他必要な事項を除く。)」は、変更前の欄は全部記入し、変更後の欄は変更のある部分のみ記入してください。

3 添付する設計図書には、設計者の記名と併せて連絡方法(電話番号等)を併記してください。

4 開発許可等の写しを添付してください。